【別紙5-1】

兵庫県立都市公園条例に基づく公園の使用料及び占用料 (明石公園)

使用料 (別表第1 条例第11条関係)

区分	種別	単位	金額
1 公園施設を設ける	標識、ぼんぼり、恒常的なもの	1基につき1年	円
場合	アーチその他これ		3, 160
	らに類するもの 臨時的なもの	1 基につき 1 月	510
	営業用ボート	1 隻につき 1 月	3, 420
	軽飲食店、売店その他の常設の工作	1平方メートルにつき1年	3, 430
	物		
	露店その他の仮設工作物	1平方メートルにつき1日	45
2 公園施設を管理する	軽飲食店、売店そ恒常的なもの	1平方メートルにつき1年	11, 760
場合	の他の建築物 臨時的なもの	1平方メートルにつき1日	220
3 行為の許可を受けた	展示会その他の催し	1平方メートルにつき1日	30
場合(1及び2に該当	その他の営業	1 件につき 1 月	2, 570
する場合を除く。)		1 件につき 1 日	170

占用料(別表第2 条例第11条関係)

口用科(別衣寿)	2 宋例弟口宋闰徐/		1
種別		単位	金額
電柱類	第1種電柱	1本につき1年	円
			1,000
	第2種電柱	1本につき1年	1,600
	第3種電柱	1本につき1年	2, 200
	第1種電話柱	1本につき1年	930
	第2種電話柱	1本につき1年	1,500
	第3種電話柱	1本につき1年	2, 100
	その他の柱類	1本につき1年	72
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	5
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1, 400
水道管、下水道	外径0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	48
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	72
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	95
るもの	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	190
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	480
	外径1メートル以上もの	1メートルにつき1年	950
公衆電話所		1個につき1年	1, 400
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	600
通路、防火水槽等で地下に設けるもの		1平方メートルにつき1年	1,030
架空線、橋りょ	う、索道等上空に設けるもの	1平方メートルにつき1年	1,640
建築物		1平方メートルにつき1年	2,060
標識類	恒常的なもの	1基につき1年	1, 100
	臨時的なもの	1基につき1月	310
競技会、展示会、博覧会等の仮設工作物		1平方メートルにつき1月	390
		1平方メートルにつき1日	25
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1平方メートルにつき1月	390
工事用材料置場		1平方メートルにつき1月	260

- 備考 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電 線をいう。